

【報告】4月29日 高浜原発3・4号仮処分裁判勝利 報告集会

## 高浜仮処分決定は、人々の力であり、闘いの希望を示している 知情意の結合で脱原発は実現できる

4月14日に高浜原発仮処分裁判の勝利を勝ちとった申立人の水戸喜世子さん、弁護団の海渡雄一さんをゲストに迎え、「おおい原発止めよう裁判の会」主催で、4月29日に大阪市内で報告集会を開いた。約100名の参加者で会場は一杯になり、この歴史的勝利を共に喜び、多くを学びたいという思いにあふれていた。



水戸喜世子さんは、「どうやったら再稼働を止めることができるのか」と悩み、大事故を繰り返してはならないとの強い思いから、福井地裁での大飯原発差し止め裁判(昨年5月勝訴判決)と今回の高浜仮処分裁判の原告になったことを最初に述べられた。そして、今回の勝訴決定と、



実際に全ての原発が止まっている現実、人々の力であり、闘いの希望を示すものだと語られた。亡き水戸巖さんの活動を通して、「専門家に任せたいはいけない」「自分の論理を持つこと」の大切さ、学術会議が原発推進の世論作りに荷担したこと等に対し、住民の中に入ってそこに活路を見だし、住民に寄り添った運動こそが力をもつこと、これらは今も普遍的なことだと強調された。その意思を引き継ぎ、福島原発事故の被害者のために「脱原発子ども裁判」や保養の活動等を支援されている。

海渡弁護士は、司法修習生の頃から原発裁判に関わってきた自らの弁護士活動を紹介され、昨年の大飯勝訴判決と今回の仮処分決定こそが、人格権を根底に据え、原発事故は「万が一にもあってはならない」というこれまでの主張を正面から受け止めてもらった歴史的判決であると感慨深く話された。さらに仮処分決定は、規制委員会の審査を根底から批判し、「運転してはならない」との効力が現実発揮された画期的なものであることを、判決文・決定文を分かりやすく紹介しながら説明された。一方、4月22日の川内原発の仮処分決定については、事故のリスクを認めながらも行政に追随したものと厳しく批判された。川内の決定は「今後、原子力施設についてさらに厳しい安全性を求めるといふ社会的合意が形成されたと認められる場合」には、そのような判断をする必要性を認めている。マスコミの世論調査では、65.7%が高浜仮処分決定を支持し、支持しないの22.5%を大きく上回っていることから、高浜の決定こそが「社会的合意」であり、福岡高裁で引き続き闘っていくと語られた。



最後に海渡弁護士は、脱原発の実現のために、①原子カムラの論理に打ち克つ知識を体得し、②福島の被害を肌感覚で知り、繰り返してはならないと心で感ずること、③この闘いは勝てるという意識・確信を共有すること。この「知情意の結合で脱原発は必ず実現できる」と結んだ。

参加者からの多くの質問にも丁寧に答えていただいた。高浜仮処分決定は、伊方最高裁判決を引き継いで、国の審査基準の不合理性や審査の過程に誤りや欠落があるかを裁判所が判断した意義についても触れられた。私たちの大飯原発裁判の弁護団である谷次郎弁護士も参加され、勝訴決定を心強く思い、今後の裁判に活かしていきたいとあいさつした。

集会では、和歌山県知事が高浜仮処分決定を「原発だけなぜゼロリスクなのか」等と批判したことについて、松浦さんから、命をかけて原発を阻止してきた和歌山の市民団体が抗議の申し入れをした報告や、京都府北部の避難計画のずさんさ、翌日の大阪府への申し入れ等が紹介された。最後に、ゲストのお二人に連帯の気持ちを込めて、感謝の品（夏を乗り切る扇子）が渡された。

参加者のアンケートには、ゲストの熱い思いと長きにわたる脱原発の活動への感謝と、勝利決定をもっと広めていきたい等々の声が寄せられた。

この集会を通じてゲストから得た、「知情意」を、私たちが大阪地裁で闘っている国相手の裁判や法廷外の活動を前進させるために役立てていこう。仮処分裁判勝利の意義を広めていこう。

おおい原発止めよう裁判の会事務局

【紹介】

高浜仮処分決定については、「福井から原発を止める裁判の会」発行「かたくり通信」の「仮処分支援第4号」（2015年4月28日）に詳しく紹介されています。

「原発は滅びゆく恐竜である」  
著：水戸巖 緑風出版 2800円＋税

<http://adienpp.com/news/katakuri/150428extr4.pdf>